

居延漢簡にみえる文書の遞伝について

その他のタイトル	The Relay System of Documents Written on Wooden Strips in the Han (漢) Period Excavated in Chu-yen (居延)
著者	鵜飼 昌男
雑誌名	史泉
巻	60
ページ	15-30
発行年	1984-08-31
URL	http://hdl.handle.net/10112/00026284

居延漢簡にみえる文書の遞伝について

鵜飼昌男

はじめに

居延漢簡の研究は一九七三・七四年の新たな発掘の報告を待つ間、中国社会科学院考古研究所編集の『居延漢簡甲乙編』^①によって、一九三〇・三一年居延漢簡を再検討する時期にあるといえる。再検討とは、古文書学的分析を行なうということである。三〇・三一年居延漢簡は、釈文がまず発表され後に写真が発表された経緯があるために、研究の方法が釈文を直接に利用するというものであった。写真発表の後には、簡の形状や書式・筆跡を考慮することができ、釈文のみを利用する研究に対して別の角度から精密さを増したわけである。しかし、この時点では未だ簡番号と出土地点の關係が完全に判明しておらず、そのために全ての簡を有効に利用することができなかつた。

以上のような研究状況の中で、一九八一年に北京から『居

延漢簡甲乙編』の出版が成されるや、巻末の附録によってすべての簡の出土地が判明し、更に同年台湾の簡牘学会から『居延漢簡新編(上)』が出版され、『居延漢簡甲乙編』の釈文と、勞榘氏の『居延漢簡』図版之部の写真及び考釈之部の釈文とが、すべて容易に検索できるようになった。ここに三〇・三一年居延漢簡を改めて古文書学的に精査する条件が整つたわけである。

古文書学的分析・考察を行なった論考としては既に、森鹿三氏の一連の研究があり、一九六七年にはマイケル・ローウエー氏の『レコード・オブ・ハン・アドミニストレーション』^②が発表されている。氏は写真を活用し書式・筆跡によって個々の木簡の冊書を想定したグループ化を試みられている。また、一九七四～七九年には永田英正氏が「居延漢簡の集成(一)～(三)」^③において、純粹に書式・形状から簡のグループ化を試み、個々の簡の性格を明らかにされている。木簡とは本来ばらばらなものではなく、縄によって編綴された冊書の

形をとるものである。書式・形状・筆跡によつて分類整理を行なう作業とは、即ち断簡を冊書に復原してゆく作業にあたる。一九六一年に大庭脩氏が元康五年の詔書冊の復原に成功されているが、これは居延漢簡研究におけるこの作業の必要性と有効性を証するものである。

そこで、本稿では、このような作業を私なりに行なつた上で、特に辺境における文書・帳簿の通伝についてとりあげ、それに関連する十数簡が新たに冊書に復原できたことを発表するものである。

一 帳簿の形態について

一九三〇・三一年居延漢簡約一万一千枚は、出土地域が漢代の西北辺境のため、簡の内容は軍事に関することが主となっている。これらの木簡は内容によつて大別すれば、各官庁間の公文書と各種の帳簿・名籍類、及び若干の私信とに分けられ、特に帳簿・名籍類は全体の七〇%以上を占めている。

漢代の辺境地域では、防衛のための軍事機構として郡太守の下に部都尉が各地域ごとに設置され、居延地域でも張掖太守の下に居延都尉と肩水都尉が置かれた。部都尉の管轄地域はいくつかの侯官に分担され、各侯官には侯(障候)が主治し、その下にいくつかの侯が侯長を責任者として設置され、最前線の隧を統轄して防衛ラインを形成していた。出土した漢簡

はこのような機構の中で作成されたものであり、本来史書にはあらわれない行政の末端の日常的な様子を窺えるものである。

漢代では行政の報告として帳簿が広汎に用いられていたことは、正史の記述によつて知られているが、辺境地域の最前線からも帳簿の断簡が数多く出土したことによつて、その徹底ぶりが明らかになつたわけである。広汎な帳簿行政の根幹となるものとしては、正史の中に上計制度が記されている。それは、統漢書百官志五の郡国の条の劉昭の注に、

秋冬遣無害吏案訊諸囚、平其罪法、論課殿最、歲尽遣吏上計。

とあり、郡国では郡太守諸侯相の責任の下に一年間の計簿が作成され、それを上計吏が都へ持参し丞相府の審問に答えるというものであった。この計簿によつて皇帝は郡国の様子を総覧でき、郡太守などの地方官の治績を評価できるのであった。郡国がこのような計簿を作成するためには、当然下部組織からの報告が必要であり、その概要は同じく百官志五の県の条の劉昭注に、

秋冬集課、上計於所属郡国。

とあり、後漢の人胡広曰くとして、

秋冬歳尽、各計県戸口墾田、錢穀入出、盜賊多少、上其集簿。

とあることとわかる。居延から出土した帳簿簡はまさにこの

上計の基礎資料となる各種の帳簿の断簡であるといえよう。

しかし、出土した木簡は一枚一枚何の脈絡もない。木簡の本来の姿は編綴された冊であり、帳簿も同様である。現在、木簡による帳簿の姿を窺い得るものに、居延漢簡の中では唯一、冊の姿をとどめた所謂永元器物簿がある。それによれば冒頭に表題を記した簡があり、次に帳簿の内容である簿録の簡が何枚も続き、そして簿録を総計した帳尻簡があり、再び表題を記した簡でしめくくっている。

このような帳簿が各部署で作成されるわけであるが、帳簿が上級官庁へ報告するためのものであれば、更に一枚、送り状とでも言うべき上申文書を記した簡が付けられる。居延漢簡では送り状の記述は候長から候官へ上申するものがほとんどであるが、これは簡の出土地が当時の候官の遺跡に集中していることによるためである。送り状によれば候が帳簿作成の最小単位としてあらわれてくるが、敦煌や居延の出土地の中で隙の遺跡と考えられる地点からも帳簿簡が出土していることから、帳簿は末端の隙でも着実に作成され、隙から所属の候へ送られたと思われる。

送り状は居延漢簡の中に五七枚を指摘できるが、中には背面に「令史宜」とか「候史定」といった署名のあるものがある。この署名は他の居延簡の署名を有する簡と同様に本文と同筆であることから、その文書の作成者（書記者）の署名である。

一般に署名の意義とは、その文書についての信用性をもたせ

ることと文書作成における責任の所在を明らかにするためである。信用性をもたせることに、より比重のある木簡としては、旅行者の身分証明書とも言うべき柴がある。柴とは、大庭脩氏の研究によれば、表面に発給年月日・旅行の目的・目的地・前科の無い旨の証明・旅行中の通過関津名・申請者所属の官庁からの通過許可が記され、背面に書記者の署名があるものである。漢代の関津の通過には証明書を必要とするところから、柴には文書の信用性が強く求められるものであった。送り状の場合は、署名は左の史料から帳簿作成時の責任の明確化にあつたと考えられる。

□坐移正月尽三月四時吏名籍誤十事適□里

一八五・三二

この簡は上部が欠けているため対象となる人名も所属も不明であるが、甲渠候官から出土しているので候官から都尉府へ送られた正月から三月までの三カ月間の吏名籍に十個所の誤りがあつたため、書記者某が処罰を受けて……という内容のものである。これによって、先述の如く帳簿が末端の隙でも作成され、順次上級官庁へ送られていったのであるが、それらの帳簿はそのままの形で送られていったのではなく、各々提出先において校閲を受け、おそらくはその後改めて編集し、清書されていたと思われる。そして、校閲の際、もし帳簿に誤りがあればその責任を問うためには帳簿作成者の明記、つまり署名が必要となってくるのである。これによって各帳簿

の信用性をも維持することができよう。蓋し、下級官吏の考課の対象となつたものであらう。

しかし、居延漢簡の中には署名の無い送り状も存在している。これを考えるには幸いにそれぞれの例として冊書の形をとどめた、或いは冊書を想定できる帳簿がある。署名のある例としては、一九七三、七四年発掘の居延簡の中にA32肩水金関から出土した莫他莫当隧の守御器簿があり、署名の無い例としては、先の永元器物簿がある。莫当隧守御器簿は『文物』の概報によれば、縄は切れているが、一括して出土した一応完結した帳簿と考えられるものである。^⑧一方、永元器物簿は総数七八枚に及ぶ長大なもので、五つの帳簿を編綴しており同一筆跡で書き通されたものである。送り状は五つのそれぞれの末尾についている。注目すべき点は、永元器物簿のとじ縄がかなりの余分を残した状態で出土していることである。一応完結したと考えられる莫当隧守御器簿に対して、とじ縄の点から永元器物簿は完結していない帳簿であると考えられる。このことから、送り状に署名の無いものは、いくつもの帳簿を同時に同一人が書写した後に送る場合の、各帳簿ごとの送り状であり、署名の有るものは、編綴された複数の帳簿でも単一の帳簿でも、帳簿の最終部分にある送り状であると考えるのである。

さて、送り状を付した帳簿が通伝されるには、更にもう一枚の木簡が必要であつた。檢(封檢)という

廩名籍
穀簿
肩水侯官

歳留□

五・一六

のような簡である。この簡は縦一八五ミリメートル、横二一ミリメートルであり、通常の簡が縦二三〇ミリメートル、横一〇ミリメートルであるのとは大いに異なる。従来、檢については文書の上蓋として中味を隠すためのものと言われてきたが、出土した檢すべての形状から考えて、守秘機能をもち得ないことは付表によつて明らかである。檢は帳簿だけでなく、檄などの露布の文書を除いてすべての文書の伝達に用いられた。具体的には、何枚もの簡を綴つた帳簿は巻いた状態にされ、その上に宛先を書いた檢をのせ全体に縄をかけて封泥を施して伝達準備は完了する。^⑨

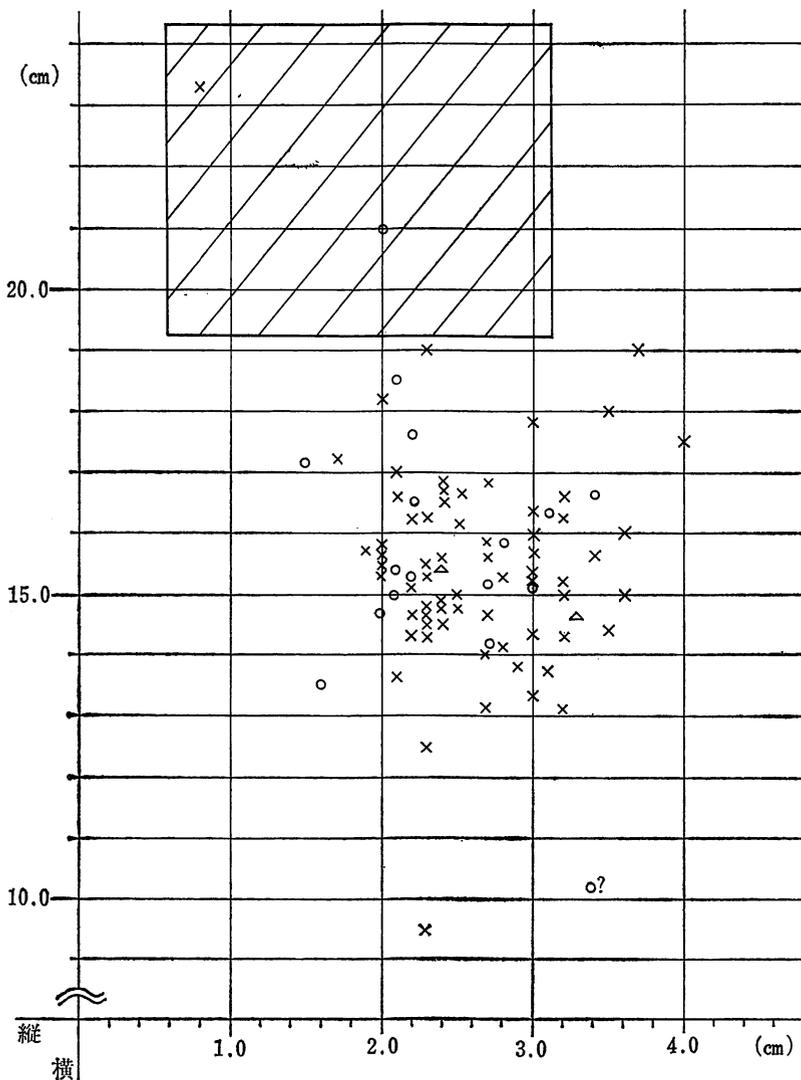
二 郵書について

公文書の郵送の様子を窺えるものとして居延漢簡には、

北書三封合檄板檄各一

其三封板檄張掖太守府並詔府
合檄牛駿印詔張掖太守府牛掾在所
九月庚午下
当曲卒昌付

<付表> 居延漢簡の寸法から見た封検と他簡の分布



凡例 封検と他簡をその縦横の寸法をもとに座標にとったものである。

× …… A 8 甲渠侯官出土の封検

○ …… A 33 肩水侯官出土と A 32 肩水金閼出土の封検

△ …… P 9 博羅松治と A 22 布背托尼出土の封検

▨ の範囲内は、封検と掲以外の完全なる簡のあてはまる範囲である。

銷七分臨本副受冊并卒弘爲鳴時
収降卒福界中九十五里定行八時三分実行七時二分

一五七・一四

南書二封皆都尉章・詣張掖太守府・甲戌

六月戊申夜大半三分
己酉平旦一分付誠北

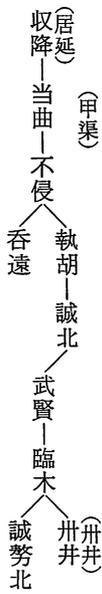
執胡卒 □ 受不侵卒案
卒良

四九・二二、一八五・三

があり、郵書とよばれている。

郵書簡は、上段に北書、南書とあるのは北向け文書、南向け文書という意味であり、三封二封と文書数を記している。中段には文書についている封泥の文を記し発送者を示し、某所に詣るといふ宛先が記されている。これは封検の文を読みとったものであろう。下段には、文書通伝の記録として、受け取り時刻、受け渡し時刻、通伝にあたった隰卒名が記されている。

郵書については永田英正氏が、文書通伝に際して各中継地で中継日時と中継者を記録し、所定の中継区間ごとにつけかえながら郵便物とともに伝送し、その記録が完了すると後日の証として候官へ提出することになっていたと理解されている。⑩ 更に氏は簡の下段の記録から次のような通伝系統図を作成されている。



これは陳夢家氏が作成されたのを永田氏が修正したもので、私もこれを支持するのでここに引用させていただいた。図は文書通伝のルートではあるが、敦煌漢簡の中にも郵書があり、入西簿書二封 一封文德大尹章詔大使五威符莫府 始建国元年十月 辛未日食時関奮夫受 □ □ 卒趙彭

T. XIV. i. 7 (ch. 367) 簿 60

入西簿書一吏馬行

魚沢尉印十三日起詔府
永平十八年正月十四日一中時楊威卒 □ □

受 □ □ 卒趙仲

T. XXVIII. 54, (ch. 614) 簿 61

簿書という書き方からして、帳簿を送る場合もこの図のルートにのつたものと思われる。

隰卒による文書のリレーを記録している郵書は、永田氏の説の如く中継点ごとにつけかえられると思われるが、甲渠候官から出土した十七枚を検討してみると候官管轄区域に入る日時と管轄区域を出る日時を記し、その間を省略したような簡が多い。また簡によつては若干の記録事項に差が認められることから、憶測ではあるが、郵書は候官の端の隰(図で言えば当曲隰や臨木隰)において、候官内の通伝記録を改めて一枚に記し候官への提出用として、一月単位で提出したのであろう。このことは、後述の冊書の内容と、共に提出の際に郵書の冊に付けられたと考えられる。

□ 西臨木隰長忠敢言之謹移郵書 □

一二七・二九

のような簡があることよって裏付けられる。一二七・二九は郵書冊の送り状であるが、帳尻の簡にあたるものとして、臨木隊のものならば、

・右南書

四四・一二

という簡がついていたと思われる。

それでは、提出された郵書によって候官では何を調べるの
であろうか。

周礼の司徒、掌節には、

門関用符節、貨賄用璽節、道路用旌節、皆有期以反節。

とあり、鄭玄が、

旌節今使者所擁節是也、將送者執此節以送行者皆道里日
時課如今郵行有程矣

と注している。これによれば、漢代には文書の通伝、つまり
郵行には程があり、それは道里ごとく所用時間が決められて
いたのである。したがって、候官では通伝にあたって、それ
が規定の時間どおりに行なわれているかどうかを郵書によつ
て調べたのである。それ故、郵書の下段には通伝の卒名と時
刻の記録の後に、通伝の全行程をふりかえって「界中何里書
定行何時実行何時」と記されるのである。もし、留遅があつ
た場合には、後に述べるように責任者が候官に出頭したこと
から、界中とは候官管轄区域内のことを指し、定行とはまさ
に「郵行有程矣」の程にあたるものなのである。

三 郵書失期について

一ヶ月分の郵書を候官に提出し、候官では通伝に留遅が無
かつたかどうかを調べるわけであるが、査閲の結果、留遅が
認められれば当然しかるべき処置がとられる。その処置を具
体的に木簡の文に求めれば、

臨木卒戎付誠勢北隊卒則界中八十里書定行九時 留遅一

時解何

一三三・二三

のような簡が作成され、

郵書失期前数召候長敝詣官対状□

一二三・五五

とあるように責任者として候長が候官に出頭を命じられて問
責されたのであろう。その際には、対状……とあることから
事情聴取も行なわれ、所謂詣官簿に、

当曲隊長関武持郵書詣官十月己亥蚤食入

四六・六

とあることから、提出用の郵書を作成する際のもとの資料と
なった郵書を持参することもあつたと思われる。

このような郵書失期を問責した木簡は、郵書と記載内容は
似ている。書式が郵書では下段にある通伝記録が二行または
三行にわたられて小字で記されているが、郵書失期を問うも

のでは一行に大きく書かれている。この点と留遅何時解何という語句によって居延漢簡をさぐると以下の九簡を指摘できる。

㉗ 廿五里掾当行二時五分定行十一時

四・二三

㉘ 一月郵書 北書二封肩水

七〇・二一

㉙ 臨木卒戎付誠勢北隊卒則界中八十里書定行九時 留遅一時解何

一三三・二二三

㉚ 月郵書二封張掖居延都尉十一月壬子夜食当曲卒同受收降

一八八・二一、一九四・一一

㉛ 雞後鳴五分当曲

一九三・二二

㉜ 校臨木郵書一封 張掖居延都尉 十一月己未夜半当曲卒同受收降卒嚴下鋪

二〇三・二二

臨木卒禄付誠勢北隊卒則

二一四・一一

㉝ 月郵書課北書一封張掖広地候印詣居延四月癸亥卅以

二二四・二三、一八八・三

㉞ 乙未蚤食当曲隊卒威受收降卒嚴夜少半四分臨木卒

二三一・二二

㉟ 界中八十里書定行十時留遅二時解何

更に比較的完全な簡と思われる㉜の上部の「校臨木郵書一封」という記載から、

㉜ 校臨木十一月

六三・一二

㉝ 校臨木十一月郵書一

七八・八

㉞ 校臨木郵書三封

二二四・五

の三簡も同類の簡ということがわかる。

そして、以上の一二簡の筆跡を検討してゆくと同筆であると考えられるものが、㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟と九簡ある。これら九簡の筆法は、横画が細めに右へ鋭く流れ、特に㉘㉙㉚㉛㉜にある卒の字に顕著にみられる横画の右の上へ跳ね上げて終ることなどが共通している。簡質についてもこれら九簡は、縦横の寸法がほぼ同じであり、木目も間隔の均等な、はっきりしたものであることも共通の特色といえる。また、簡相互のつながりを検討すると、㉘の欠損部分には㉜から考えて「校臨木何月」という字の入った断簡があるはずで、これは㉜の記録と同じことになり、㉘の月の上に残った横画は㉜の十一の一の部分であり㉘の残存部の墨の跡は㉘の月の字の右肩であったことがわかる。したがって、六三・一二と一八八・二一、一九四・一一は本来一簡であったのである。次いで、九簡は居延收降隊卒から甲渠当曲隊卒が郵便物を受け、臨木隊卒が卅井誠勢北隊卒へ渡したという南書のルートを記したものである。㉗を参照して㉜に続く文を考えれば、㉜の簡が続いてもおかしくはない。㉜の通伝記録の夜半に受け取り下鋪に渡したという所用時間は、十二時であり㉜の定行十時留遅二時と一致する。したがって、㉜と㉘は連続する簡で

あることがわかるのである。

それでは、これら九簡は何であつたのか。先に指摘した一二簡の中に別筆ではあるが④があり、□月郵書課という語句がみえる。郵書課の課とは、続漢書百官志の郡国の条の劉昭の注に、

秋冬遣無害吏案訊諸囚、平其罪法、論課殿最、

とあるものや、同じく渠の条の劉昭注に、

秋冬集課、上計於所屬郡國

とあり、後漢の胡広の注として、

秋冬歲尽、各計渠戸口墾田、錢穀入出、盜賊多少、上其集簿。丞尉以下、歲詣郡、課校其功、

とある。つまり、課とは一定の程式によつてはかり調べることであり、上計ならば計簿によつて賊の多少や墾田の増加量をはかり、各地方官の治績を調べるのである。郵書課の場合、候官へ提出された郵書を所定の時間とてらしあわせ通信の無事を調べた報告ということて課がついたと考えられる。郵書課には、

建昭五年三月臨木隊郵書課

一四五・三四

という表題簡があり、簡冊として単独に作成されたことがわかる。先に郵書の送り状として一二七・二九簡をあげたが、それには郵書とあつて郵書課とは記されていない。おそらくは郵書と郵書課は別物であつて郵書課は隄から送られてきた

郵書を資料として候官で作成されたと思われる。そして、郵書課の記録によつて通信の留遅を候長に問責したのである。

それでは、先に指摘した一二簡は郵書課なのかというところはそうではなく、郵書課に基づいた候長問責のための公文書の一部であると考えられる。それは、「解何」という語句に注目するからである。解何とは、于豪亮氏が「△居延漢簡甲編▽補記」の中で、何と荷が通じており小爾雅広言にある何は任なり、荷は担なりをうけて、解何は解任の意であると述べておられるが、私見では解は如何と読み候長に対する問責の語句であると考えられる。そして、問責の語句と解した場合には、この簡の後には留遅を説明する候長の爰書か、或いは候官からの然るべき処置を記した簡が続くと考えられるのである。

そこで、筆跡と簡質を手がかりに甲渠候官出土の文書簡を調べた結果、以下の三簡を得るのである。説明の便宜のためにまず五五・一一、一三七・六、二二四・三をあげてみよう。

②十一月郵書留遅不中程各如牒晏等知郵書數留遅為府發不事拘校所委

文意は、十一月の郵書によれば（通信が）留遅し規程の時間内に成されていない状況はそれぞれ牒に記した通りである。晏（人名）等は郵書の記録にしばしば留遅があることを知っていた。（しかし、何ら適切な処置を取らなかつたので）そのために府では南書を發送するも役に立たなかつた云々、というものである。ここにいう府とは居延都尉府のことである。先述の

九簡との關係を考えれば、十一月の通伝の留遅を各如牒として別に記していることを示している。これは㊶㊷㊸㊹にある十一月と一致し、上部が欠けて干支のみがわかる㊺の乙未と他の壬子、己未の三つが二九日以内にあてはまれば一応すべて同月内のものといえよう。最も早い乙未から三つ目の己未まで合計二五日間ということになり同月内となる。漢代において、牒とは説文に、

牒、札也

とあり、段玉裁は、

厚者为牒、薄者为牒

と注す。また説文に札は、

札、牒也

とあり、段注では、

二字互訓、長大者曰牒、薄小者曰札、曰牒

とある。概して、木簡の形状によって分けたものの名詞のようである。契について説文を見てみると、

契、牘樸也

とあり、段玉裁は、

樸、素也。牘、書版也。契謂書版之素、未書者也。

と注し、使用の如何によって呼称のちがうことを述べている。形状と使用の如何による呼称のちがうということを考えると、

□安漢際札二百両行五十繩十丈五月輪□

一三八・七、一八三・二

のような際の備品として送られる札とは、未使用である。札に文字を記した結果、文書となったものを牒と解することができる。先の九簡は形状から言えば両行でも契でもなく札である。したがって私は各如牒の牒を先の九簡のことであると考えるのである。

そして、㊻の簡に続くと考えられるものに、五五・一三、二二四・一四、二二四・一五簡がある。

㊼任小吏忘為中程甚毋状方議罰檄到各相与邸校定吏当坐者
言須行法

この簡の文意は、小吏が規程を守ることが忘れていることは、はなはだ毋状である。まさに罰を議さんとするので、檄が到らば各自邸において吏の坐すべきものを校定するも法を行うことをまつことを言え、というものである。この簡の冒頭の文によって、㊽の簡の末尾の部分の意味が委任する所の小吏とわかり、㊽の連続は矛盾ない。

さらに、五五・二三簡が続いて下達文書をしめる。

㊾毋忽如律令 会月十六日

㊿の簡が最後で一応文の意味は完結すると思われるが、課毋状者行法毋忽如律令

一八五・二三、一八五・二四

という簡が別筆であるが存在している。㊿と㊿の連続は可能であり、文意からいっても方議罰と言ひ須行法と言ひるのであるから、候官への出頭を命じている簡は必要となる。

これら三簡は、先の九簡と比べて簡質が酷似しており、筆法も横画の右上へ跳ねる特色が、㊸の任や者の字にみられ、また㊸の郵と㊹の郵の字が酷似している点などから同筆といえよう。

したがって、これまでの考察から、一二簡は次の如く連続していた冊書であると考えるのである。(次ページ参照)

㊸ 乙未蚤食当曲隄卒威受收降卒蔽夜少半四分臨木卒

二二四・二三、一八八・三

㊹ 校臨十一月郵書二封張掖居延都尉十一月壬子夜食当曲卒同受收降

六三・一二、一八八・二一、一九四・一一

校臨木郵書一封
張掖居延都尉
十一月己未夜半当曲卒同受收降卒蔽下舖臨木卒祿付誠勞北隄卒則

二〇三・二

分界中八十里書定行十時留遲二時解何

二三一・二

校臨木十一月郵書三封

二二四・五

臨木卒戎付誠勞北隄卒則界中八十里書定行九時 留遲一時解何

一三三・二三

校臨木十一月郵書一

七八・八

雞後鳴五分当曲

一九三・二

十一月郵書留遲不中程各如牒晏等知郵書數留遲為府発不事拘校所委

五五・一一、一三七・六、二二四・三

任小吏忘為中程甚毋状方議罰檄到各相与邸校定吏当坐者
言 須行者

五五・一三、二二四・一四、二二四・一五

毋忽如律令 会月十六日

五五・二三

この冊書の年代であるが、前述の乙未から壬子、己未という日を示す干支を十一月の中に含む年ということになる。王莽の地名改名によって居延は居成となるが、この冊書では居延のままであるので前漢のものといえよう。また、同筆跡と思われる年号を記した簡に、

建平五年十二月

一八八・三三

がある。建平五年とは前漢哀帝の治世の年号であるが、四年まで改元され建平五年とは元寿元年(紀元前二年)のことである。前漢で元寿元年前後に刻当の十一月を含む年を調べると、元始五年(十一月は辛卯朔)、鴻嘉四年(癸巳朔)、河平二年(辛卯朔)、建昭元年(乙未朔)、甘露元年(壬辰朔)がある。これらのいずれの年にあたるかは不明であるが、元寿元年に最も近

⑦

□ 乙未蚤晨當由陸卒咸受収 降卒嚴夜少半四分臨木卒□

乙未蚤晨當由陸卒咸受収 降卒嚴夜少半四分臨木卒

⑥

• 枚臨木十一月郵書三封張掖居延郡耐十一月壬子夜晨當由卒同 受収降□

枚臨木十一月郵書三封張掖居延郡耐十一月壬子夜晨當由卒同 受収降

⑤

• 枚臨木郵書一封 張掖居延郡耐 十一月乙未夜半當由卒同受収降卒嚴下鋪臨木卒祇付誠勢北陸卒則

枚臨木十一月郵書一封 張掖居延郡耐 十一月乙未夜半當由卒同受収降卒嚴下鋪臨木卒祇付誠勢北陸卒則

④

界中八十里普定行十時 留遲二時 解何 □

界中八十里普定行十時 留遲二時 解何

③

• 枚臨木郵書三封□

枚臨木郵書三封

臨水卒戎付誠勢北隱卒則界中八十里書定行九時 留遲一時解何

臨水卒戎付誠勢北隱卒則界中八十里書定行九時 留遲一時解何

校臨水十月郵書一四

校臨水十月郵書一四

雜後馮五分當曲四

雜後馮五分當曲四

十一月郵書留遲不中程各加牒景等知郵書教留遲為府發不事拘校所委

十一月郵書留遲不中程各加牒景等知郵書教留遲為府發不事拘校所委

任小吏志 為中程甚毋狀方議 罰檄到各相與即校定吏當坐者須行法

任小吏志 為中程甚毋狀方議 罰檄到各相與即校定吏當坐者須行法

毋忽加律令

會月十六日

會月十六日

い元始五年であろうか。

最後に、一二枚の冊書を復原してきたわけであるが、冊書としては如何なる性質のものかという問題が残る。内容から言えば、郵書の失期に対する候官から候長への問責並びに出頭を求める公文書ということになる。

形式から言えば、ま未だ書は一二枚で完全ではなく、牒の簡数が増加する可能性はある。更に、牒から直接に文書に接続するのかもしれない、

● 右四牒嚴教戒後



五〇七・二〇

のような簡があることから、牒と文書の間に位置して数枚の牒を締める簡が一枚あったとも考えられる。そして、最も注意しなければならぬことは、牒の二二四・五簡には十一月、文書の五五・一三、二二四・一四、二二四・一五簡には言という小文字の書き込みがあることである。加えて、各牒冒頭の書き出しの部分がまちまちの書式となつてすつきりとしていない。このことから、私はこの冊書を候官から候長への下達文書の下書きであると考えるのである。なぜならば、内容からいえば、候官から発送され、候官には残るはずの無い性質の文書が甲渠候官址から出土しているのである。書式の上からも、一八八・三三簡で完結するものであるが、候官の冊書の書記者の署名が記されていないということも下書きであることを傍証すると思われるのである。

むすび

以上の考証により、一二簡からなる郵書失期を問責する冊書が復原できた。これによつて三〇・三一年居延漢簡において、永元器物簿、永光二年候長鄭赦取寧冊、元康五年詔書冊について第四の冊書が出現したことになる。

今回の冊書の内容から、漢代辺境における文書通伝業務の遅れに対して、候官の末端に位置する際からの通伝報告に基づいて、その留遅を問責する文書が候官において作成されるという具体的な処置の様子がわかつたのである。そして、この冊書が甲渠候官から所屬の候への下達文書の下書きであることから、漢代の下級書記官の日常業務の一端が窺われる。文書の作成に下書きが作成されていたということは、その仕事の徹底さと共に改めて、

□ 坐移正月尽三月四時吏名籍誤十時適□里

一八五・三二

という甲渠候官出土簡の内容をより明らかにする。簡の内容は、候官の書記官某が居延都尉府へ送つた正月から三月までの「四時吏名籍」に誤記が十個所もあつたことによつて適徒されたというものである。一日の間にかかなり多くの文書を作成したと考えられる書記官には、業務の正確さを強く求められたのである。

官吏の考課の対象となる「功勞」の勞が、勤務日数を主とするものである以上、積勞という最も一般的な昇進に於いては一年間に作成する文書記載の誤りの多寡が問題になり、積勞が単に勤務日数を重ねるということではなく、その質も問われていたのである。

最後に、漢簡研究において積文による研究から写真を使った研究の段階に入っていることは既に述べたが、現在では写真によつた古文書学的研究を必須とする冊書復原を想定した段階にあると考える。その意味において筆跡が重要な意味をもってくる。本稿においては、簡の形状・書式の分析と並んで筆跡を決め手とした。出土地がすべて判明した現在、同地点出土簡を筆跡によつて分析することが、三〇・三一年居延漢簡に対する残された研究方法であると考えるのである。七三・七四年居延漢簡の有効な利用は、三〇・三一年漢簡の分析から得られた成果の補足、実証からはじまると考えるのである。

註

- ① 大庭脩「『居延漢簡甲乙編』の出版と居延漢簡研究」『関西大学文学論集』第32巻1号（一九八二年）。
- ② 居延漢簡の呼称については、『木簡研究』第二号（一九八〇年）の大庭教授の「序言」に従つた。
- ③ 森鹿三著『東洋学研究—居延漢簡篇—』（一九七五年）。

④ *Records of Han Administration*, Michael Loewe, Cambridge University Press, 1967.

⑤ 『東方学報』（京都）第46・47（一九七四年）・51号（一九七九年）。氏の研究は『甲乙編』の出版によつても列挙された簡にはほぼ誤りは無い。この研究にあたって、氏は分類に対して定期文書と不定期文書という言い方をされているが、本稿作成にあたって私は帳簿名籍類と文書類と私文書（私信）という分類を行った。大庭脩著『木簡』（学生社・一九七九年）の一八三頁にも、これに関する事が記されている。

⑥ 大庭脩著『秦漢法制史の研究』第三篇 第二章 居延出土の詔書冊（一九八二年）。

⑦ 本稿作成にあたっての私の分類による。

⑧ 鎌田重雄「漢代郡国の上計」『漢代史研究』（一九四八年）所収。

⑨ 敦煌漢簡では、敦六乙を王國維は凌胡障址としている。（『流沙墜簡』）。

居延漢簡では、肩水金閼障A32や通澤障第二亭のA22出土の帳簿簡がある。

⑩ 帳簿の送り状で背面に署名のあるものは、甲渠候官址A8からは六八・八、三八・二〇、五七・一〇、二六七・一五があり、肩水候官址A33からは一九九・一、五三六・五、一一・二七、二八四・二がある。

⑪ 大庭脩著『秦漢法制史の研究』第五篇 第一章 漢代の関所とパスポート（一九八二年）。

⑫ 校甲渠侯移正月盡三月四時吏名籍第十二隊長張宣史案府籍宣不使不相應解何

この簡は居延都尉府から甲渠候官へ送られてきた問責の冊書の牒であると考える。

⑬ 「居延漢代遺址の発掘和新出土の簡冊文物」『文物』一九七八年第一期所収。永田英正「新居延漢簡中の若干の冊書について」『富山大学文学部紀要』三（一九七九年）。

⑭ 林巳奈夫編『漢代の文物』第十一章第二節「図書」の「文書」の項。（一九七七年）。

⑮ 「簡牘より見たる漢代辺郡の統治制度」『講座敦煌』三（一九八〇年）所収

⑯ 郵書の記述から通伝ルートを考察する方法は正しいと思うが、陳夢家氏は隴の統属を誤っており、更に封検を根拠にA8破城子を甲渠候官と共に居延都尉府の治所とされることは全く誤りである。陳氏の説は、『漢簡綴述』（中国社会科学院考古研究所編輯、一九八〇年）P22にあり、永田氏の説は、前掲注⑤にある。

⑰ A8出土の郵書の中で、下段の通伝記録の項に「界中何里書定行何時中程」というような記載のあるものがある。その記載のある簡の大部分は、甲渠候官管轄区域の北端と南端と考えられる當曲隴と臨木隴の間の通伝を記し、當曲隴からは居延候官の管轄区域へ、臨木隴からは井井候官の管轄区域へと伝えられてゆく。留遅があった場合には候官へ出頭してゆくことから、界中とは候官管轄内の地域を指す語であると考える。それ故、武賢隴から誠北隴へのルートは執胡隴へ向かうルートとは別に誠北で分かれて他候官の隴へ向かうルートがあったのではないかと考えている。しかし、郵書自体の数が少ないことと郵書の細かな書式の差異の説明がつかないことか

ら検証は困難である。

⑱ 永田英正「居延漢簡にみる候官についての一試論―破城子出土の〈詣官〉簿を中心として―」『史林』第56巻5号（一九七三年）。

⑲ 勞幹『居延漢簡』考釋之部（一九六〇年）考證の古代記時之法を参照。

⑳ 『考古』一九六一年第八期。

㉑ 人名の晏については、居延漢簡の中には一六〇・七に

□ 士吏晏召卒遷詣官八月辛未舖坐入 や、一七四・一四に
不侵候長晏詣□

とあるが、㉒の晏と同一人物であるかどうかは不明である。しかし、いずれも詣官簿である。

㉒ 簡の配列にあたっては、㉓㉔㉕は便宜上そのように配列したもので、根拠はない。

㉓ 冊書にして㉔と㉕の簡の界中八十里は同じであるが、定行にちがいがあ。これについては明確な証拠はないのであるが、封検をみると「以亭行」、「隴次行」、「行者走」、「吏馬馳行」などと通伝方法の指定とも言うべき記載がある。この通伝方法のちがいが定行のちがいにいったと思われ。

㉔ 『新訂補正三正総覧』（内務省地理局編纂一九七五年再版）による。

㉕ 大庭脩著『秦漢法制史の研究』第四篇第六章 漢代における功次による昇進。

附記

本稿作成にあたり、御指導下さった大庭脩教授に末尾ながら謝意を表する次第である。

（関西大学大学院生